官　報

令和７年３月中国際収支状況（速報）

財　務　省
（単位：億円、％）

項　目	３　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	4,973	5,374	4,590
（対前年同月比）	（8.3）	（—）	（—）
貿易収支	5,165	7,129	4,635
（対前年同月比）	（11.4）	（—）	（—）
輸出	95,591	90,055	93,906
（対前年同月比）	（1.8）	（10.4）	（6.6）
輸入	90,427	82,926	89,271
（対前年同月比）	（1.3）	（−1.9）	（−3.8）
サービス収支	−192	−1,755	−45
（対前年同月比）	（324.1）	（49.1）	（−87.8）
第一次所得収支	39,202	38,817	36,074
（対前年同月比）	（8.7）	（10.9）	（5.4）
第二次所得収支	−7,394	−3,584	−6,186
（対前年同月比）	（19.5）	（3.4）	（8.4）
経常収支	36,781	40,607	34,478
（対前年同月比）	（6.7）	（48.4）	（47.3）
資本移転等収支	−686	−422	−378
直接投資	17,342	21,025	14,800
証券投資	49,176	52,386	2,083
金融派生商品	6,425	274	10,041
その他投資	−33,548	−56,142	−8,384
外貨準備	1,295	5,530	127
金融収支	40,691	23,073	18,667
誤差脱漏	4,595	−17,112	−15,434

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

令和６年度中国際収支状況（速報）

財　務　省
（単位：億円、％）

項　目	令和６年度	前　年　度	対前年比増減
貿易・サービス収支	−66,247	−69,174	2,926
（対前年度比）	（−4.2）	（−70.3）	
貿易収支	−40,480	−36,866	−3,614
（対前年度比）	（9.8）	（−79.4）	
輸出	1,062,390	1,020,694	41,697
（対前年度比）	（4.1）	（2.3）	
輸入	1,102,870	1,057,560	45,311
（対前年度比）	（4.3）	（−10.1）	
サービス収支	−25,767	−32,307	6,540
（対前年度比）	（−20.2）	（−40.1）	
第一次所得収支	417,114	373,388	43,726
（対前年度比）	（11.7）	（5.5）	
第二次所得収支	−47,095	−42,550	−4,545
（対前年度比）	（10.7）	（40.2）	
経常収支	303,771	261,664	42,107
（対前年度比）	（16.1）	（187.7）	
資本移転等収支	−3,078	−3,341	263
直接投資	272,244	272,593	−349
証券投資	241,570	84,828	156,742
金融派生商品	60,731	75,729	−14,998
その他投資	−211,894	−250,028	38,134
外貨準備	−100,794	43,465	−144,260
金融収支	261,856	226,587	35,269
誤差脱漏	−38,837	−31,736	−7,101

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公　告

諮　事　項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社みんなの投資顧問
（旧　株式会社クオンタムジャパン）
２．住所　北海道札幌市中央区南九条西五丁目１番15号　ＳＡＫＵＲＡ－Ｓ９　２階
３．代表者の氏名　代表清算人　佐々木英継
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号北海道財務局長（金商）第44号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、令和７年11月27日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて、北海道財務局理財部金融監督第三課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和７年５月27日
北海道財務局長　加藤　博紀

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月27日
東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和７年５月２日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　中田建設株式会社
中田　　赳　秋田県秋田市山王５丁目９番２号
国土交通大臣許可（特―06）第2898号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年５月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月27日
中国地方整備局長　林　　正道